

大熊町における人口の推移と町内居住者数（令和7年6月末現在）

1. 人口推移

大熊町に住民票がある者の推移

年月日	人口（人）
平成23年3月11日	11,505
平成23年4月1日	11,505
平成24年4月1日	10,955
平成25年4月1日	10,940
平成26年4月1日	10,899
平成27年4月1日	10,814
平成28年4月1日	10,707
平成29年4月1日	10,599
平成30年4月1日	10,471

年月日	人口（人）
平成31年4月1日	10,343
令和2年4月1日	10,297
令和3年4月1日	10,214
令和4年4月1日	10,112
令和5年4月1日	9,988
令和6年4月1日	9,942
令和7年3月31日	9,909

※震災後初めて1万人を下回ったのは、
令和5年2月末集計で9,983人となった。

令和7年6月末	9,913
---------	-------

【区域別居住者数】

区域	居住人口		(再掲) 震災後出生
	帰還者	新規者	
大川原・中屋敷地区	544	203	341
特定復興再生拠点	495	117	378
計	1,039	320	719

【東京電力単身寮居住者数】

住基あり	住基なし	計
241	462	703

町内居住人口	1,501
--------	-------

【 * 町内居住者(登録) 1,039
+ 東電社員(住基なし) 462 】

【町内居住者数の推移】

年月	帰還者	移住者	合計
R7.4	318	687	1,005
R7.5	320	702	1,022
R7.6	320	719	1,039
R7.7			0
R7.8			0
R7.9			0
R7.10			0
R7.11			0
R7.12			0
R8.1			0
R8.2			0
R8.3			0

2. 年齢階層別町内居住者数

大熊町に住民票があり、町内に居住している者の人数

年齢	町内全体						帰還者（注1）						新規者（注2）						(参考)		
				うち特定復興再生拠点						うち特定復興再生拠点						うち特定復興再生拠点			全人口		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～9	36	32	68	25	24	49	0	0	0	0	0	0	36	32	68	25	24	49	341	304	645
10～19	30	21	51	10	11	21	3	3	6	2	1	3	27	18	45	8	10	18	528	474	1,002
20～29	176	70	246	35	34	69	12	18	30	6	6	12	164	52	216	29	28	57	576	467	1,043
30～39	110	66	176	52	49	101	20	8	28	5	3	8	90	58	148	47	46	93	552	523	1,075
40～49	89	37	126	41	24	65	26	11	37	9	2	11	63	26	89	32	22	54	692	634	1,326
50～59	86	44	130	60	28	88	20	10	30	4	6	10	66	34	100	56	22	78	655	607	1,262
60～69	58	41	99	32	23	55	29	30	59	15	15	30	29	11	40	17	8	25	682	667	1,349
70～79	59	33	92	22	12	34	51	31	82	19	12	31	8	2	10	3	0	3	654	701	1,355
80～89	20	17	37	7	2	9	18	17	35	6	2	8	2	0	2	1	0	1	275	362	637
90～99	3	10	13	1	3	4	3	9	12	1	3	4	0	1	1	0	0	0	53	159	212
100～	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	7
計	668	371	1,039	285	210	495	183	137	320	67	50	117	485	234	719	218	160	378	5,009	4,904	9,913
0～14	50	45	95	33	33	66	0	0	0	0	0	0	50	45	95	33	33	66	591	523	1,114
15～64	511	247	758	210	151	361	93	64	157	32	26	58	418	183	601	178	125	303	3,077	2,802	5,879
65～	107	79	186	42	26	68	90	73	163	35	24	59	17	6	23	7	2	9	1,341	1,579	2,920

注1:震災当時と異なる町内住所に居住している者を含む。(例:帰還困難区域に住所のある方が大川原の公営住宅に入居した場合など)

注2:新規転入者だけでなく、町内に居住している震災後出生者を含む。

